職員の執務状況

2　分限および懲戒処分の状況

分限制度…任命権者（町長など）は▷勤務実績が良くない▷心身の故障で職務の遂行に支障がある▷その職に必要な適格性を欠いている――場合には、その職員を降任や免職することができます。また▷心身の故障で長期間の休養を要する▷刑事事件に関し起訴された――場合には休職することができます。

懲戒制度…任命権者は、職員が▷地方公務員法などに違反した▷職務上の義務に違反した、または職務を怠った▷全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった――場合に、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職などの処分をすることができます。

なお、平成19年度は分限処分（休職）が２人、懲戒処分の該当者はありませんでした。

3　服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員研修、職場内研修、通知発令などにより服務規律の遵守に努めています。

4　研修および勤務成績の評定の状況

(1)　研修の実施状況（平成19年度）

研修区分	研修課程名	修了者数
基本研修	職員研修（初級課程、中級課程、上級課程）、係長研修（新任課程、現任課程）、課長新任研修、課長補佐新任研修	38人
専門研修	契約事務研修、法規事務研修、財産管理事務研修、地方公営企業財務会計講習、土地区画整理研修	10人
特別研修	人事評価研修、政策形成講座、政策法務講座、中堅職員研修	23人
その他	町独自研修	41人

(2)　勤務成績判定の実施状況

平成17年度より全職員を対象に勤務評価を試行しています。

5　福祉および利益の保護の状況

(1)　職員の健康診断の状況（平成19年度）

検診名	対象職員数	受診者数	受診率
子宮がん検診	63人	22人	34.9%
乳がん検診	47人	27人	57.4%
胸部検診	210人	168人	80.0%
肝臓・胆のう・腎臓検診	175人	131人	74.9%
胃がん検診	175人	119人	68.0%
循環器検診	209人	187人	89.5%
VDT検診	―	1人	―

(2)　公務災害補償の状況（平成19年度）

公務災害補償とは、公務上または通勤による災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）に対する補償です。なお、平成19年度に認定された公務災害は１件でした。

公表 人事行政の運営状況

町では、人事行政運営の公平性と透明性を高めるため「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の勤務条件や服務の状況などを公表します。なお、職員の給与や職員数などについては、３月１日号の広報に掲載予定です。

◆問い合わせ

役場総務課行政担当（☎82－3111内線412）へ。

1　勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)　勤務時間の状況（正規の勤務時間）

職員の勤務時間	休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり40時間
職員の勤務時間の割り振り	午前８時半から午後５時半まで 休憩時間…正午から１時間

(2)　一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成19年度）

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
5,773日	1,614日	146人	11.1日	28.0%

(3)　特別休暇の導入状況（平成20年度）

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	５日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する７日の範囲内の期間
産前休暇	８週間以内に出産する予定である女性職員が請求した場合に、出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から８週間を経過するまでの期間
妻が出産する場合の休暇	３日の範囲内
保育期間	１歳６カ月未満の子を育てる職員が、その子のための保育期間として１日２回それぞれ１時間の範囲内
夏季休暇	原則として連続する４日の範囲内の期間（７月～９月）

(4)　育児休業および部分休業の利用状況（平成19年度）

育児休業は最大で３年間取得できます。また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するため、１日２時間の範囲内で部分休業を取得することができます。

※育児休業中は無給となります。

区分	人数	承認期間
育児休業	１人	６カ月超え１年以下
部分休業	―	―

※平成19年度に新たに取得した職員分です。

(5)　介護休暇の取得状況（平成19年度）

負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子などの介護をするために、６カ月の範囲内で介護休暇を取得することができます。なお、平成19年度は１人が取得しました。